

学校感染症と出席停止の基準

学校感染症(下記参照)と診断された場合は、感染症拡大予防のため学校保健安全法(第 19 条)により学校は出席停止の措置を講ずることとされておりますので、感染症と診断されましたら学校へご連絡願います。この出席停止期間は欠席日数には入りません。

分類	病名	出席停止の基準
第 1 種	(※)	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症※	基本的には欠席扱いですが、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがあると認める場合は出席停止になることがあります。
アタマジラミ・伝染性軟属腫(水いぼ)・伝染性膿痂疹(とびひ)		出席停止の必要はありません(登校しながらの治療が可能)。

※第 1 種学校感染症:エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ(H5N1)